

真の働き方改革の実現を求める決議

「同一労働同一賃金の実現」「長時間労働の是正」「柔軟な働き方がしやすい環境整備」を謳った「働き方改革関連法」が昨年6月に成立し、安倍政権は労働者が喜ぶべき法律が実現したかのように宣伝しています。

労働基準法に初めて「時間外労働・休日労働の罰則付き上限規制」が導入されたのは事実ですが、設定された上限規制は過労死が発生する水準です。働かせ放題で過労死促進となる「高度プロフェッショナル制度」も創設したのに、それについては言及していません。

「不合理な待遇差の禁止規定」については、従来の労働契約法第20条とパート法第8条、9条を整理し、新法であるパート有期法にまとめ、労働者派遣法にも同趣旨の規定を取り込みました。それに基づく指針を運動で活かしていけば、手当や福利厚生などの改善が進むことが期待されます。

しかし、大宣伝された賃金の格差については、「同一労働同一賃金」を規定する条文はどこにもなく、非正規労働者の賃金を引き上げて格差是正を進めていく法律にはなっていません。

「多様な働き方」については、その普及を国の方針とする法律がつくられましたが、それは使用者にとっての働かせ方の選択肢の多様化であって、労働者に働き方の選択権を保障するものではありません。

また、フリーランスなど「雇用されない働き方」を「普及する」として、雇用を偽装した請負や業務委託を取り締まろうとしてきた従来の労働行政の方針を転換しています。正社員を望むことがますます困難になる社会が現実のものになろうとしています。

要するに、今回「働き方改革」と称して成立した法律は、部分的な「改正」はあるものの、猛毒の規制緩和策も盛り込まれており、私たちの働き方に大きな影響を及ぼそうとしています。

しかし、国会では野党からの批判に対し、安倍首相は、法の趣旨はあくまでも「長時間労働を是正する」「同一労働同一賃金で非正規労働者の待遇を改善する」ことにあると繰り返し答弁しているのですから、「労働時間の把握義務（労働安全衛生法）」、「年休の付与義務（5日）」、「勤務間インターバル規制の努力義務（労働時間設定改善法）」など私たちが、労働者の働き方を改善させる制度として、新法を運用させ、悪い制度は職場に持ち込ませず、事実上廃止とするような運動を進めること、そして、財界が最も重要と考えている裁量労働制の対象拡大、解雇自由へとつながる解雇の金銭解決制度は絶対に阻止することが重要になっていきます。

金融労連は、安倍政権の『働き方改革』の狙いとその本質を多くの労働者に宣伝し、国民や働く仲間と連帯して、8時間働けばまともに暮らせる「真の働き方改革」の実現を目指します。

以上、決議する。

2019年1月27日

全国金融労働組合連合会第13回中央委員会